

募集要項（令和 3 年事業）

【助成テーマ】

森林、河川、海、大気等自然環境の保全活動への助成

1 助成対象活動

令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月末日の間に徳島県内において実施される次の活動を助成対象とします。

- (1) 森林の保水機能の向上を目的とする森づくり推進活動
- (2) 河川、海の汚染防止、浄化、藻場再生などを目的とする活動
- (3) 自然環境保護により自然災害の軽減を目的とする活動
- (4) 子供たち、若者たちへの環境教育活動
- (5) 動植物と共存できる自然環境づくりを行う活動
- (6) 自然エネルギーを有効に活用する活動
- (7) その他自然環境の保全を目的とする活動

2 応募資格

徳島県内で活動する各種の団体、行政機関、研究機関、教育機関、活動グループ、または企業

3 募集期間

令和 2 年 8 月 1 日（土）から令和 2 年 9 月 30 日（水）まで（消印有効）とします。

4 申請方法

本募集要項および下記の注意事項をご確認のうえ、所定の「助成金交付申請書」に必要事項をご記入頂き、申請書記載の必要書類を添付のうえ次の送付先まで郵送してください。

当財団の助成金受取実績ある団体は、受取前との変化を記述や写真添付等で申請書に記載ください。

（なお、申込書類はご返却いたしません。）

【送付先】

〒774-8601 阿南市上中町岡 491 番地 100

日亜化学工業株式会社 内

一般財団法人 日亜ふるさと振興財団

（注）本財団のホームページにある「助成金交付申請書」に入力し、印刷してください。

ホームページ：<http://www.nichia-furusato.or.jp>

5 助成金の額

一件原則 100 万円以内で、本財団において決定します。

6 選考の方法

本財団における選考委員会の選考を経て、理事会で決定します。

7 採否の通知

採否の結果は令和 2 年 12 月末日までに本財団よりすべての申請者に文書で通知します。

なお、採否の理由については一切お答えいたしかねます。

【助成金の使途等】 助成審査と採択金額の決定を円滑にし、計画事業を実りあるものとするために、以下に留意して申請書類を作成し提出してください。

1 事業用資材購入費

(植樹用の苗木、防護用資材、材料、花苗・種代、堆肥代など。単価・個数等記入してください。)

2 備品、消耗品購入費 <タブレットなど電子機器購入費は、原則として対象外です。>

(単価 3 万円以上の備品等は、妥当性を確認できる見積書等の㊦を添付してください。)

3 労務費と謝金・旅費

(申請団体メンバーの労務費は対象外とします。外部講師の講演料、外注作業やアルバイト・支援スタッフ費用は認めることがありますので必要理由・妥当性等詳細を記述してください。)

4 運送費

(団体行動用バス・車代、船のチャーター料、車リース代等は、必要理由・妥当性等を記述してください。)

5 その他経費

(通信費・印刷費・施設利用料・会議費・作業時飲食費用等・保険料など明細を記入してください。)

【応募書類綴り込み順序】

1.助成金交付申請書<財団制定様式、3 ページ>

2.助成対象事業(活動)計画書、収支予算書、申請事業参考資料(写真・新聞記事㊦)など

3.前年までの活動実績報告書、収支実績報告書など<事業報告書の写し可。初申請時は、2 期分>

4.定款・謄本(法人格ある団体は必須㊦)・規約・役員名簿の写しなど

5.その他参考資料など

【注意事項】

1 助成対象活動について、本財団が現地実地調査を必要とする場合はご協力ください。

2 助成対象活動を開始する場合「助成対象活動開始報告書」を、完了したときは、速やかに「助成対象活動完了報告書」に、実施活動内容の詳細と活動計画の対比、収支決算書と収支予算書との対比およびその他活動内容の説明に必要な書類等を添えて、本財団まで郵送してください。

3 助成対象者および助成対象活動の内容については、本財団のホームページへの掲載その他の方法により、原則公開します。

4 助成対象活動において、本財団が次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付済みの助成金の返納を求める場合があります。

(1) 助成対象活動に不正の事実および虚偽の報告をした

(2) 本財団の承認を得ることなく、活動計画の重要な変更を行った

(3) 助成金を助成対象活動以外の用途に使用した

(4) 本財団の求める視察、調査、および監査を正当な理由なく拒み、妨げまたは忌避した

(5) 助成対象者が、暴力団等の反社会的勢力と関係があることが判明した

(6) その他本財団が助成金を交付するには不適切である事情が判明した

5 本財団が行う申請活動に対する調査、監査および評価等は、外部機関に委託することがありますのでご協力ください。

6 申請時に取得した個人情報および団体情報は、事業目的を遂行するために必要がある場合、法令等の定めに基づく場合を除いて、申請者の承諾なく第三者に情報を提供することはありません。

以 上